

主 文

原略式命令を破棄する。

被告人を罰金 20 万円に処する。

上記罰金を完納することができないときは、金 5000
円を 1 日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

理 由

本件記録によると、小田原簡易裁判所は、平成 18 年 12 月 1 日、「被告人は、平成 15 年 1 月 25 日午前零時 30 分ころ、神奈川県小田原市 a 町 b 丁目 c 番 d 号 A ビル 5 階の「B」店舗出入口付近の通路において、C（当時 39 年）に対し、その腹部を手げんで殴打し、顔面に頭突きをする暴行を加え、よって、同人に全治約 10 日間を要する顔面打撲及び頸椎捻挫の傷害を負わせたものである。」との事実を認定した上、平成 16 年法律第 156 号による改正前の刑法 204 条、刑法 18 条、刑訴法 348 条を適用して、「被告人を罰金 40 万円に処する。この罰金を完納できないときは金 5000 円を 1 日に換算した期間被告人を労役場に留置する。この罰金に相当する金額を仮に納付することを命ずる。」旨の略式命令を発し、この命令は平成 18 年 12 月 16 日確定したことが認められる。

しかしながら、上記改正前の刑法 204 条の罰金刑の法定刑は 30 万円以下であるから、これを超過して被告人を罰金 40 万円に処した原略式命令は、法令に違反し、かつ、被告人のため不利益である。

よって、刑訴法 458 条 1 号により、原略式命令を破棄し、被告事件について更に判決することとする。

原略式命令の確定した事実法令を適用すると、被告人の所為は、刑法 6 条、1

0条により平成16年法律第156号による改正前の刑法204条に該当するので、所定刑中罰金刑を選択し、その金額の範囲内で被告人を罰金20万円に処し、その罰金を完納することができないときは、刑法18条により金5000円を1日に換算した期間被告人を労役場に留置することとし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官金田茂 公判出席

(裁判長裁判官 田原睦夫 裁判官 藤田宙靖 裁判官 堀籠幸男 裁判官
那須弘平 裁判官 近藤崇晴)